**平成２１年（フ）第１２２号**
福岡県三潴郡大木町大字大角499番地
債務者　田中ナツヱ
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２２年（フ）第１５号**
福岡県大川市大字向島1666番地１
債務者　立野　大和
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２２年（フ）第４１号**
福岡県大川市大字向島1666番地１
債務者　立野　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２２年（フ）第１３号**
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触519番地11
債務者　末永美由紀
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

**平成２２年（フ）第３７号**
鹿児島県大島郡喜界町大字嘉鈍853番地
債務者　岡本　恵子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２２年（フ）第６２号**
鹿児島県霧島市隼人町姫城983番地１
債務者　中島　幸成
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第７６号**
鹿児島県姶良市東餅田3997番地
債務者　大重　勝治
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第８４号**
鹿児島県霧島市隼人町姫城２丁目171番地２
セジュール・パルフェ101号
債務者　石神　昌一
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第１５３号**
沖縄県那覇市泊１丁目15番地４　リケンオキナワビルⅡ203
債務者　宮田重一郎
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第１８５号**
沖縄県那覇市繁多川１丁目12番17号メゾンあらた４－Ｂ
債務者　具志堅夏子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第２１号**
北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村字横澗141番地２
債務者　國分　　治
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
札幌地方裁判所岩内支部

**平成２２年（フ）第２２号**
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別328番地の51
債務者　天満　千明
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
札幌地方裁判所岩内支部

**平成２２年（フ）第１００号**
宮城県加美郡加美町字長清水浦田４番地３、従前の住所宮城県加美郡加美町字新焼橋54番地２
債務者　小山　敏幸
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第３６号**
新潟県新発田市大栄町５丁目６番９号
債務者　相良　　学
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２２年（フ）第８８０号**
京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町425番地１
ＧＲＥＥＮ　ＷＯＯＤ伏見202号室
債務者　是兼喜八郎
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第４６号**
兵庫県美方郡新温泉町居組191番地の５
債務者　濵邊まつ子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２２年（フ）第７３号**
広島県呉市広本町２丁目４番３号
債務者　小幡　　貢
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
広島地方裁判所呉支部